

ご存じですか？

地域の身近な相談相手 「民生委員・児童委員」



皆さんがお住まいの地域に、民生委員・児童委員と呼ばれる方々がいるのをご存じですか？

地域の身近な相談相手として、必要な支援を行うのが「民生委員・児童委員」の存在です。

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、様々な活動をしている「民生委員・児童委員」についてぜひ知っていただき、活動へのご理解とご協力をお願いします。



民生委員とは？

地域の推薦を経て厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しています。自治会の区域などを担当区域として、常に地域住民の立場に立って、相談や支援を行い社会福祉の増進に努めています。民生委員は、児童や子育ての相談・支援等に対応する「児童委員」も兼ねています。

一部の児童委員は児童に関することから専門的に担当する【主任児童委員】の指名を受けています。

お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からない場合は、福祉課まで問い合わせてください。町のホームページで「民生委員児童委員」で検索いただいても調べいただけます。

民生委員・児童委員は、高齢者、障がい者、子育て中の家庭、生活に困っている家庭など、福祉的な支援が必要なとき、どなたでも相談できる身近な支援者です。

民生委員・児童委員には守秘義務がありますので、相談内容や秘密が他に漏れることはありません。

暮らしの中の困りごとなど、お気軽に相談してください。

どんな活動をしているの？

- 地域のひとり暮らし高齢者等の見守り
- 介護・福祉サービス等の案内
- 学校行事や会議、自治会の避難訓練などにも参加、地域の方との交流を兼ねたお手伝い
- 子育てに不安なお母さんの相談役 など

困ったことや心配ごと、支援を必要とする町民の方と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

照会先 福祉課 ☎85-7790

戦没者等の御遺族の皆さまへ

～特別弔慰金が支給されます～

趣旨 戦後75周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者などの遺族に特別弔慰金（毎年5万円を5年分、計25万円の記名国債）を支給するものです。

対象 戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日現在、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受け取る方がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などの ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 1～3以外の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 5年償還の記名国債で、額面25万円 **請求期間** 令和5年3月31日（金）まで

注意事項 ・請求期間を過ぎると受給できなくなります。

・請求書類は、福祉課に置いてあります。

・請求には戸籍謄本なども必要になりますが、請求者が過去に特別弔慰金の請求をしたことがあるかなどの状況により、提出書類が異なります。詳細は、問い合わせてください。

請求・照会先 福祉課 ☎85-7790



みんな一緒に
子育て

未就園のお子さんがいるお母さんたちが集める場所や、就労などの際にお子さんをお預かりする制度です。令和元年10月からは保育料や給食費について完全に無償化するなど先進的な取り組みを実施しました。

New

認定こども園・保育所・幼稚園等の保育料と給食費の無償化

国では無償化の対象外となっている0～2歳の課税世帯の保育料と0歳～就学前児の給食費も含め、無償化しています。

こども宅食サービス

学校の夏・冬・春休みの平日に昼間就労等の事情で子どもの見守りを必要としている家庭に栄養管理されたお弁当を届けます。

対象：離乳食完了後から中学生

負担額：一食650円（税込）

※児童扶養手当全額受給世帯などは無料

特別保育

家庭の事情でお子さんを一時的に保育ができなくなった場合や、休日に保育が必要となった場合に町立幼児学園・保育園で預かります。

利用できる日や利用料など詳細は園に問い合わせてください。

育児教室（たんぽぽの会）

お子さんとの関わり方やしつけなど、育児で困っていることを気軽に相談できる会です。

対象：1歳～3歳頃までのお子さんと保護者

詳細は、担当保健師に問い合わせてください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集団検診、育児教室、訪問などについては延期、中止となる場合があります。（P18もご覧ください）

各種制度の詳細や利用方法などについては、子育て支援課にお問い合わせください。

照会先 子育て支援課 ☎85-9595

New

認可外保育園等の保育料・給食費補助

【保育料補助】

住民税課税世帯の保育を必要としている0～2歳児の認可外保育施設などの保育料を補助します。

補助額：月額42,000円まで

【給食費補助】

町内外の認可外保育施設などの給食費を1号認定こどもは月額4,300円、それ以外の認定こどもは月額5,200円まで補助します。

放課後児童クラブ

保護者の就労などにより、放課後、児童が帰宅しても保護者がいない家庭の小学生のお子さんを預かります。

場所：各小学校内

負担額：児童1人につき月額7,000円（夏季は増額あり）

子育て支援

0歳～未就園の児童とその家族に対し、子育て仲間と交流できる憩いの場を提供します。

・仙石原子育て支援センター（仙石原幼児学園内）

・湯本子育てサロン（湯本幼児学園内）

開所日：月～金曜日（祝日などを除く）

開所時間：9時30分～15時30分（12時～13時は閉所）

・宮城野子育てサロン（宮城野保育園内）

開所日：月・水・金曜日（週3日）

開所時間：9時～12時

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、子育て支援センター、子育てサロンは当面の間、利用できません。